自治組織の活性化を目指して!

自治会・町内会への補助メニュー



まちが生き生きと輝くためには、そこで暮らす人々や自治組織が生き生きと輝くことが何よりも大切です。そのためには、自治組織がそれぞれの地域の特色を生かして自主的なコミュニティ活動を推進し、安心で安全な心ふれあう豊かな地域環境をつくっていくことが重要です。

このパンフレットには、地域の特色を生かした自主的なコミュニティ活動を推進していくための自治組織に対する補助メニューが掲載されています。

これらの制度を十分に活用して、暮らしやすいまちづくりを進めていきましょう。

(赤字は変更があったもの)

補 助 金 の 種 類	<u> </u>	担当課	お問い合わせ
地域集会所設置費補助金	(事例1、2)	企 画 課	電話 482・0612
子ども広場等整備費補助金	(事例3)	建設課	電話 482・0614
環境衛生改善事業補助金	(事例 4)	環境上下水道課	電話 482・0617
防犯灯設置要綱	(事例5)		
自主防犯活動団体支援事業補助金	(事例6)	総務課	電話 482・0611
防犯カメラ設置助成事業補助金	(事例7)	下心 分 市本	电前 402 * 0011
自主防災組織補助金	(事例8)		

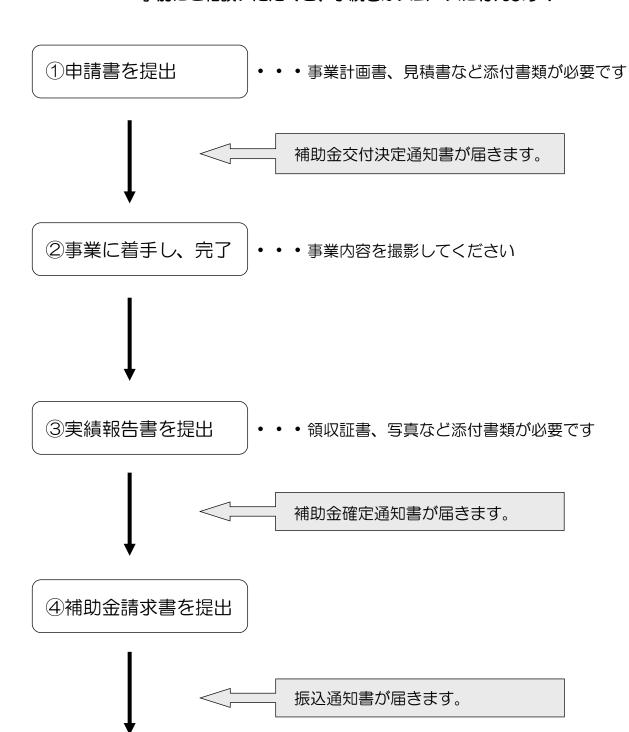
令和7年4月 早 島 町



--- 補助の手続きの方法 ---



事前にご相談いただくと、手続きがスムーズに行えます!



⑤補助金の振込み

• • • 請求書提出から 10 日程度







公民館にテレビを設置する



購入費の 1/3 を補助します。

この補助は、自治会等が設置する地域集会所の備品購入に対して行われるものです。 補助額は、備品等購入費に 1/3 を乗じた額(千円未満切捨)となります。

例) テレビ1台を購入する

 $120,000\times1=120,000$ 円

⇒ 40,000 円を町が補助します

補助対象備品…テレビ、冷蔵庫、エアコン





企画課(電話 482 • 0612)

事例 2

公民館のトイレを改修したい



修繕費の 1/3 を補助します。 ただし、10 万円以上の修繕に限ります。

このメニューは、自治会等が設置する地域集会所の整備に要する経費の一部を補助するものです。

補助率と限度額は内容により異なります。次ページの対象事 例を確認いただき、ご不明な点についてはご相談ください。



例)

■既存集会所の修繕

修繕工事 600,000 円 ⇒ 200,000 円を町が補助します

修繕工事 80,000円 ⇒ 補助対象外となります

■公民館新築で経費が 20,000,000 円の場合 経費 20,000,000 円×1/2=10,000,000 円>補助限度額 5,000,000 円

⇒ 5,000,000 円を町が補助します

対象となる事例

	X	分	①補助率(千円未満切捨て)	②補助限度額
集会所を新築、改築集		を新築、改築	本体工事、附帯設備工事、周辺整備工事、設計監理に要する経費の1/2	500万円
集会所を取得	既存建として	築物を集会所 購入	購入実費の 1/2	500万円
得	既存建 修繕	築物を購入し	購入実費及び工事実費の合計額の 1/2	500万円
集会所を増築			本体工事、附帯設備工事、周辺整備工事、設計監理 に要する経費の 1/3	250 万円
既存集会所を修繕 (10万円以上)			工事実費に要する経費の 1/3	150万円
既存集会所に公共下水道 を接続		こ公共下水道	給排水衛生設備工事、検査手数料に要する経費の 1/2	50 万円

表の①により計算された額と②の補助限度額を比較して、いずれか低い額が補助金として交付されます(千円未満切捨)。



企画課(電話 482 • 0612)



子ども広場に新しい遊具を設置したい



経費の 3/4 を補助します。 ただし、補助には上限があります。

自治会等が行う子ども広場等の整備に要する経費の一部を補助するものです。



例)子ども広場の新しい遊具の設置に、800,000円 経費800,000円×3/4=600,000円(≦補助金上限額1,000,000円) ⇒600,000円を町が補助します

対象となる事例

補助対象経費		抽准粉旱	/# *	
対象構造物	対象整備種別	標準数量	備 考	
遊具及び フェンス類 (時計、給水施設、照 明、ベンチ等を含む)	設置	一式	耐用年数が 10 年以上のものを設置すること。	
	撤去	一式	町の実施する点検により、撤去することが 妥当と認められるもの	

※補助金の額は、上限額(100万円)と補助事業に要した経費の3/4に相当する額とのいずれか 低い額が交付されます。ただし、特に町長が必要と認める場合は全額とします(千円未満切捨)。



建設課(電話 482 • 0614)



ごみステーション (リサイクルステーション) を新設 (修繕) したい



新設、大規模修繕の経費のうち 30 万円までは全額 その他修繕の経費のうち 20 万円まで全額 ただし、補助には上限があります。

自治会等が行う環境衛生事業の実施に要する経費の一部を補助するものです。

例) ステーションの新設に、550,000円。 550,000円>補助限度額300,000円 ⇒300,000円を町が補助します ステーションのその他修繕に、250,000円。 250,000円>補助限度額200,000円 ⇒200,000円を町が補助します



対象となる事例

区分	単位	補助対象品目及び補助率	補助限度額
下水溝	1 力所	共同下水溝の底張り材料費	50,000円
		新設及び大規模修繕費	300,000円
ごみステーショ ン及びリサイク		その他の修繕費	200,000円
ルステーション	1 式	ネット、シート等ステーション必需品の 1/2	20,000円
自治会等が購入する清掃器具	1 式	スコップ、ホーキ、くわ、鎌等の 1/2	10,000円
	1 台	散粉器、草刈機等の 1/2	35,000円

[※]補助額は、事業の実施に要した経費(補助率があるものについては、率を乗じた額)と補助限度額とを比較して、いずれか低い額が交付されます。なお、品目の補助数量については、各自治会等との協議により決定します。



環境上下水道課(電話 482 • 0617)

事例5

防犯灯を設置したい



基準を満たす場所には、町が設置します。

- 〈新規設置基準〉 以下のすべての基準を満たす場所へ防犯灯を新設します。
 - ① 犯罪や事故等が発生するおそれがあり、設置の必要があると認められる場所であること。
 - ② 不特定多数の方が通行する公道であること。
 - ③ 最も近くにある防犯灯から、おおむね50メートル離れていること。
 - ④ 設置を希望する場所に、既設の電柱等がある。または、専用の柱を建てることができるこ یے
 - ⑤ 利用目的が、特定個人のために限定されないこと。
 - ⑥ 防犯灯を設置する場所から半径20メートル以内の関係者の同意があること。
- 〈設置申請〉 防犯灯の設置は、自治会長・町内会長からの申請が必要です。個人の方から直接 の申請は受け付けしていません。
- く設置する防犯灯> LED防犯灯(10Wタイプ)
- く設置費用> なし(全額町負担)



総務課(電話 482・0611)



自主防犯活動の備品が欲しい



経費の 1/2 を補助します。 ただし、補助には上限があります。

自治会等が行なう防犯活動を支援するため、経費の一部を補助 するものです。

例) 防犯ベスト作成に、60,000円。

60,000 円×1/2=30,000 円

⇒30,000 円を町が補助します

※限度額があります

経費 300,000 円×1/2=150,000 円

>補助限度額 100,000 円

⇒100,000 円を町が補助します



対象となる備品の例

補助対象品目 │ジャンパー、ベスト、腕章、懐中電灯、拡声器、青色回転灯、啓発用のぼりなど

補助額は、防犯活動に使用する資材等の購入に要する経費に 1/2 を乗じた額と補助限度額 10 万円のいずれか低い額となります(千円未満切捨)。



総務課(電話 482 • 0611)

事例7

防犯カメラを設置したい



1台につき設置経費の 10/10 (令和7年度のみ) を補助します。 ただし補助には上限があります(1台につき30万円)。

自治会等が行なう防犯カメラの設置に要する経費の一部を補助するものです。

例) 1台の設置経費に、300,000円。

300,000 円×10/10=300,000 円

⇒300,000 円を町が補助します

※限度額があります

1台の設置経費に、400,000円。

400,000 円×10/10=400,000 円 > 補助限度額 300,000 円 ⇒300,000 円を町が補助します



対象となる防犯カメラの要件

犯罪の防止の目的で、不特定多数の者が利用する道路、公園、駐車場、駐輪場等を撮影するものであること。また、岡山県策定の「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って管理・運用がなされることなどの要件があります。詳しくは、事前にご相談ください。



総務課(電話 482 • 0611)

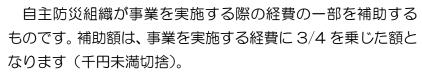
事例8

自主防災組織を立上げたい、活性化したい



組織の設立及び活動の活性化を図るための経費の3/4を補助します。

ただし、補助には上限があります。





なお、防災リーダー養成事業に限り、対象経費の全額を補助します。

例)防災訓練に使用する担架など、 防災資機材の整備に、120,000円。 120,000円×3/4=90,000円 ⇒90,000円を町が補助します

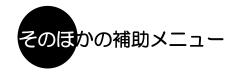
※補助限度額は500,000円

対象となる事業の例

事 業 名	事 業 内 容
防災研修会等開催事業	①自主防災組織が防災に関する知識の普及啓発を図る事業 ②自主防災組織が防災研修会や講演会等を実施する事業
防災訓練等実施事業	自主防災組織が行う防災訓練等(防災資機材を使った防災訓練、災害図上訓練等)を実施する事業 ※訓練で使用した消火器、バール、はしご、担架、無事ですタオルなど資機材購入についても補助を行います。
地区防災計画策定事業	自主防災組織が地区防災計画の策定又は見直しを実施する事業
防災資機材整備購入事業	自主防災活動に必要な簡易資機材倉庫等を購入する事業 ※利用後5年間は、この事業による資機材購入の補助を受けることができません。
防災リーダー養成事業	自主防災組織の構成員が防災士資格を取得するために必要な受講料 を補助する事業 ※講座受講料、試験受講料、登録料(63,800円)を自主防災組 織へ補助します。

※対象事業に該当するかなど事前にご相談ください。





次の補助金については、申請の必要はありません。

①自治会等活動推進交付金 【対象:全自治会等】

自治会等の活動を支援するために交付されるものです。人口、世帯数等により算出された額が、 毎年4月に支払われます。自治会等の運営に係る費用(集会施設の維持管理費(光熱水費)等)の ほか、自治会等で実施する行事に係る経費に対してお使いいただけます。

年度末に実績報告書を提出していただきます。

※交付金の一部又は全部が使用されなかった場合は、返還していただく必要があります。



企画課(電話 482 • 0612)

②自治会等活動推進交付金(広報紙配布分) 【対象:全自治会等】

町広報紙の配布謝礼として支払われるものです。配布実績に応じて、年度の終わりにまとめて自治会等へ支払われます。



企画課(電話 482 • 0612)

③リサイクル推進事業補助金 【対象:自主的に資源回収活動を行っている自治会等】

自主的に資源回収を実施している自治会等に対して交付される奨励金です。回収した資源ごみ1 キログラムあたり6円を、年2回に分けて交付します。

交付対象品目	報 奨 金 額
紙類・布類・ビン類・	資源ごみ回収日に回収された資源ごみの重量に、1 キログラム当たり
金属類・ペットボトル	6円を乗じた額を、上半期(4月から9月までの実施分)と下半期
	(10月から3月までの実施分)の2回に分けてお支払いします。



環境上下水道課(482 • 0617)